開発行為許可等の申請手数料(松本市手数料条例)

(平成 21 年 6 月 18 日改訂)

	内	容	手	数 料 (円)	,
1	法第29条第1項又は第2項の 規定による開発行為許可申請 手数料	開発区域の面積	自己の居住用	自己の業務用	非自己用
		0.1ha 未満	8,900	14,000	90,000
		0.1ha 以上 0.3ha 未満	23,000	31,000	140,000
		0.3ha 以上 0.6ha 未満	45,000	68,000	200,000
		0.6ha 以上 1ha 未満	90,000	130,000	270,000
		1ha 以上 3ha 未満	140,000	210,000	410,000
		3ha 以上 6ha 未満	180,000	280,000	530,000
		6ha 以上 10ha 未満	230,000	350,000	690,000
		10ha 以上	310,000	500,000	910,000
2		(1) 開発行為に関す	開発区域の面積に応じ 1 に規定する額の 1/10 の額 新たに編入される開発区域の面積に応じ 1 に規定する額 11,000		
	法第35条の2の規定による開	る設計の変更			
	発行為変更許可申請手数料	(2) 新たな土地の開			
	((1)~(3)に掲げる額を合算	発区域への編入			
	した額、最高 910,000 円)	(3) (1)及び(2)以外 の変更			
3	いて準用する場合を含む。)の規定による建築等の許		48,000		
	可申請手数料				
4	法第 42 条第 1 項ただし書の規定による予定建築物等		27,000		
	以外の建築等の許可申請手数料		2.,555		
		敷地の面積			
		0.1ha 未満	7,300		
5		0.1ha 以上 0.3ha 未満	19,000		
	整区域内の土地における建築	0.3ha 以上 0.6ha 未満	41,000		
	等の許可申請手数料 	0.6ha 以上 1ha 未満	72,000		
		1ha 以上	100,000		
6	法第 45 条の規定による開発 許可を受けた地位の承継の承 継申請手数料	(1) 自己の居住用、	1,800		
		1ha 未満の自己の業 務用			
		(2) 1ha 以上の自己			
		の業務用	2,800		
		(3) (1)及び(2)以外	18,000		
7	法第 47 条第 5 項の規定による開発登録簿の写しの交		用紙一枚につき 500		
	付手数料				
8	都市計画法施行規則第 60 条証明申請手数料		1,500		